

## 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する重要事項説明書

### 1. 事業の目的

介護保険法等の関係法令に基づき、利用者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるように必要な支援を行うことを目的とします。

### 2. サービス方針

- (1) 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族と面接を行うことにより、利用者の置かれている環境や立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
- (2) 利用者が有する「できる力」を可能な限り引き出し、保健・医療・福祉サービス、その他社会資源について情報を提供し、利用者の選択と自己決定に基づき総合的かつ効果的なサービス利用となるよう支援します。
- (3) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、守秘義務を守り利用者に提供されるサービス等が、特定の種類又は事業者に不当に偏することのないように公正中立に行います。
- (4) 事業の運営にあたっては、保健・福祉・医療・行政・地域との連携に努めます。

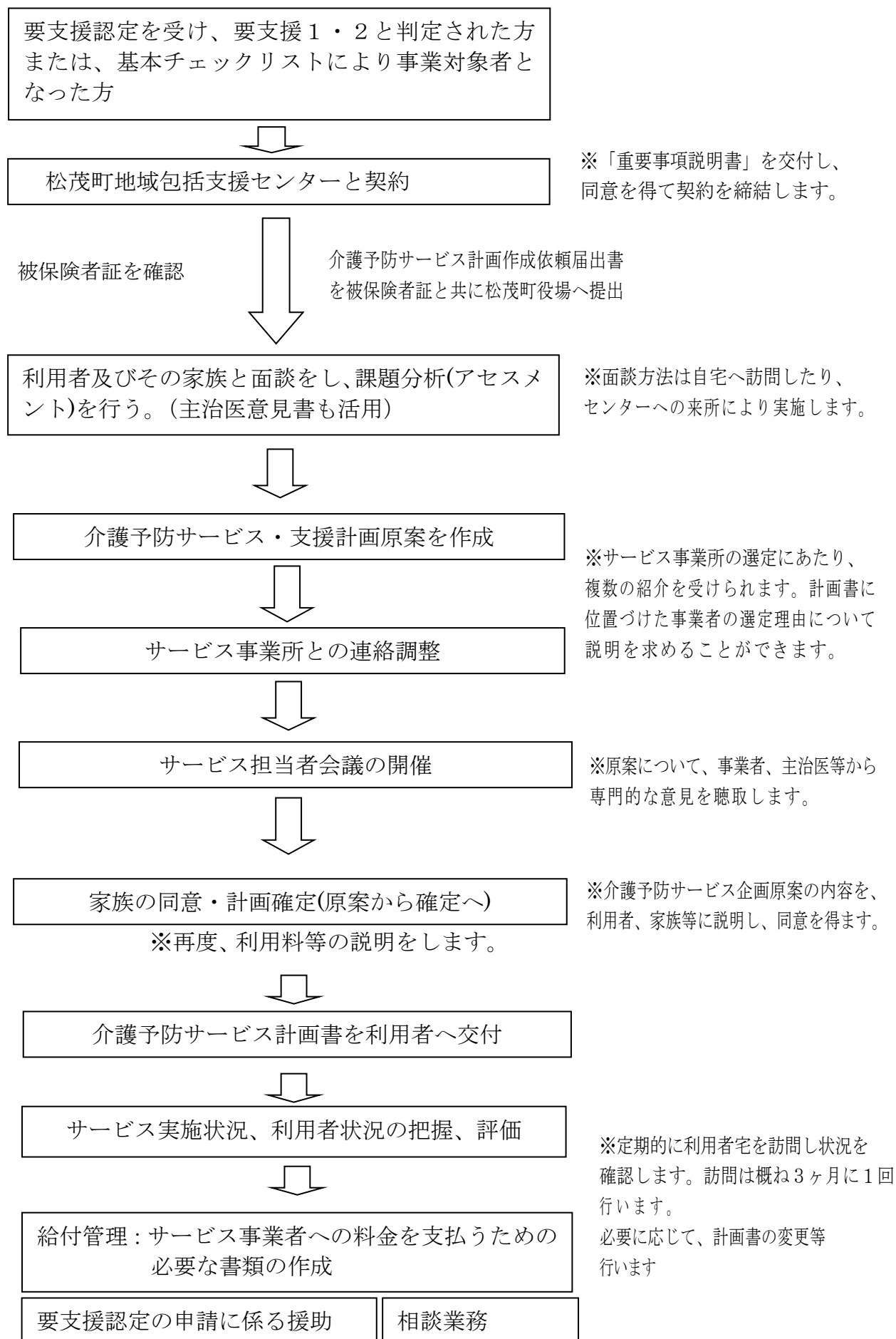
### 3. 事業所の概要

|               |                                                                   |    |
|---------------|-------------------------------------------------------------------|----|
| 事業所名          | 松茂町地域包括支援センター                                                     |    |
| 所在地           | 松茂町広島字東裏30番地<br>(松茂町役場内)                                          |    |
| 連絡先           | 電話：(088)683-4566                                                  |    |
| 代表者           | 松茂町長 吉 田 直 人                                                      |    |
| 設立年月日         | 平成18年4月1日                                                         |    |
| 指定介護予防支援事業所番号 | 3601500014                                                        |    |
| 通常の事業の実施区域    | 松茂町                                                               |    |
| 開所日           | 月曜日～金曜日(祝日及び12月29日～1月3日は除く)                                       |    |
| 開所時間          | 午前8時30分～午後5時15分<br>※開所時間外で、緊急の場合は、松茂町役場 088-699-2111<br>までご連絡下さい。 |    |
| 職員体制          | 職種                                                                | 人員 |
|               | 管理者・主任介護支援専門員                                                     | 1名 |
|               | 保健師                                                               | 1名 |
|               | 介護支援専門員                                                           | 1名 |
|               | 社会福祉士                                                             | 1名 |
|               | 事務職員                                                              | 1名 |

### 4. サービス利用料及び利用者負担

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、介護保険適用で保険料の滞納がない方は、全額介護保険より給付されるため利用者の負担はありません。

## 5. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容等



## 6. 相談苦情の対応窓口

- 松茂町地域包括支援センター  
【 連絡先：(088)683-4566 】
- 松茂町長寿社会課・介護保険係  
【 所在地：松茂町広島字東裏30 連絡先：(088)699-2190 】
- 徳島県国民健康保険団体連合会（介護保険課）  
【 所在地：徳島市川内町平石若松78-1 連絡先：(088)665-7205 】

## 7. 虐待の防止について

事業者は、利用者の権利擁護・虐待等の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じるとともに、虐待または虐待が疑われる場合には、速やかに責任者に報告し、これを松茂町に通報します。

- ① 事業所は虐待防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ② 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

|             |                 |
|-------------|-----------------|
| 虐待防止に関する責任者 | 松茂町地域包括支援センター所長 |
|-------------|-----------------|

## 8. 感染症の予防及びまん延防止について

事業者は、感染症の予防・まん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 感染症の予防・まん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防・まん延防止のための指針を整備し、職員に対し、感染症の予防・まん延防止のための研修・訓練を実施します。

## 9. 業務継続計画などについて

事業所は、業務継続計画を策定し、感染症や非常災害時には計画に従って必要な措置を講じます。また、職員に対し、業務継続計画を周知するとともに必要な研修や訓練を実施します。

## 10. 利用者へのお願い

職員は、利用者及びその家族が、信頼関係のもとに安心してサービスを受けられるよう、関係法令及び諸規定を遵守し、支援の質の向上に努めていますが、安心安全な環境で質の高い支援ができるよう以下の点について、ご協力ください。

- ① 病院または診療所に入院する場合には、担当職員にご連絡いただくとともに、担当職員の氏名及び連絡先を入院先にお伝えください。
- ② 職員に対しての暴力、暴言、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為や、ハラスメント行為等により健全な信頼関係を築くことができないと判断される場合には、サービス中止や契約を解除する場合があります。

## 個人情報使用説明書

利用者及び家族の個人情報については、下記により必要最小限の範囲内で使用し、情報提供にあたっては関係者以外の者に漏れる事のないよう細心の注意をします。

### (使用する目的)

利用者のための介護予防サービス・支援計画書の作成(変更)及びこれに沿った円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員や事業者及び関係機関との連絡調整等において必要な場合

### (使用する事業者の範囲)

指定介護(予防)サービス事業者及び介護保険サービス事業者の担当者、及び主治医や医療機関の担当者、並びに介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに協力が必要な地域の行政機関や民生委員などの関係機関(団体)の担当者(利用者の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに協力が必要な関係者に限る)

### (個人情報の内容)

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等最低限必要な利用者や家族に関する情報(基本情報等)
- ・認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見(認定結果通知書)
- ・その他の情報